

第 88 回審査会（令和 7 年 12 月 2 日）

9 時 55 分 開会

【1 開 会】

事務局 ただいまより第 88 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

事務局 本日の審査会につきましては、審査会委員 5 名に対し、出席委員 4 名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、審査会が成立することを報告させていただきます。以降の議事進行について、小川委員長よろしくお願ひいたします。

【2 議 題】

« (1) 質問第 58 号にかかる審査について »

委員長 それでは、議題 (1) 「質問第 58 号にかかる審査」に入ります。実施機関より「特定個人情報保護評価にかかる評価書の第三者点検」についての質問が提出されています。

事務局より質問内容を説明願います。

事務局 それでは、質問第 58 号の質問内容について説明いたします。

まず本日の資料につきましては、第 88 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会資料の 1 ページ目に質問書を添付しているほかは別紙としています。

本日の審査対象となる特定個人情報保護評価書は、「個人住民税に関する事務の全項目評価書」です。

資料 1 は、特定個人情報保護評価書（個人住民税に関する事務 全項目評価書）の変更（案）に関するものとしまして、

- ①特定個人情報保護評価書 第三者点検 審査票
- ②特定個人情報保護評価書変更の概要
- ③特定個人情報保護評価書変更（案）の重要な変更箇所（抜粋）
- ④特定個人情報保護評価書 当初（抜粋）
- ⑤意見募集の実施結果について
- ⑥特定個人情報評価書
(個人住民税に関する事務 全項目評価書) の概要
- ⑦特定個人情報評価書
(個人住民税に関する事務 全項目評価書) 変更(案)

の7点となっております。

- 資料2は、参考資料としまして、
- ①特定個人情報保護評価の概要
 - ②特定個人情報保護評価指針
 - ③特定個人情報保護評価指針第10の1（2）に定める
審査の観点における主な考慮事項
- の3点となっております。

資料3は根拠法令等の抜粋となっております。

それでは、資料冒頭の諮問書をご覧ください。

「1 対象の評価書」に記載のとおり、今回は「個人住民税に関する事務の全項目評価書の変更案」について、当審査会における第三者点検を求めるものです。

評価書は、令和2年10月21日開催の第73回審査会にて点検を受け、「妥当である」との答申を受けておりますが、その後評価書の記載に重要な変更が生じたため、その変更案について第三者点検を受けるため、諮問されたものです。

なお、令和7年1月17日開催の第83回審査会において、今回とは別の重要な変更に伴う第三者点検を受け、「妥当である」との答申を受けております。

「特定個人情報保護評価の意義」について、資料1ページをご覧ください。

（資料2-①1ページに基づき説明）

「特定個人情報保護評価の実施主体」について、資料2ページをご覧ください。

（資料2-①2ページに基づき説明）

「評価の対象」について、資料3ページをご覧ください。

（資料2-①3ページに基づき説明）

「特定個人情報ファイル」について、資料4から7ページをご覧ください。

（資料2-①4から7ページに基づき説明）

「特定個人情報保護評価の実施手続」について、資料8ページをご覧ください。

（資料2-①8ページに基づき説明）

赤い枠内のフロー図において、左下の赤い四角「基礎項目評価+全項目評価」に○が3つありますが、一番下に「地方公共団体等は全項目評価書について、住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表」と記載されています。本日の審査対象の評価書はこちらに該当します。

なお、下のオレンジの枠内の「実施後に必要となる手続」に記載がありますように、「重要な変更を加えようとするとき」には、特定個人情報保護評価を再実施することとなります。

「第三者点検」について、資料 13 ページをご覧ください。

(資料 2 -①13 ページに基づき説明)

右の赤枠内に指針（第 10-1（2））の抜粋がございますが、こちらが審査の観点となります。

資料 2 -③に、これに関する考慮事項が記載されており、本審査会におきましても、この審査の観点及び考慮事項に基づいて審査をお願いしたいと思っております。

「特定個人情報保護評価の実施時期」について、資料 16 ページをご覧ください。

(資料 2 -①16 ページに基づき説明)

今回は「2. 新規保有時以外」（1）に沿った評価の再実施にあたります。

続きまして、本日の審査の進め方について、説明をさせていただきます。

「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、資料 1 -①の審査票を作成しております。

この審査票の項目ごとに、適否の判断、質疑応答を交えながら審査を進めていただけれど考えております。

なお、諮問案件の具体的な内容については、「個人住民税に関する事務」を所管する税務部 市民税課職員、番号制度を所管する企画部 デジタル改革推進課職員を審査会に出席させ、説明を求めたいと考えております。以上です。

委員長 それでは、所管課の職員に出席願うことでよろしいでしょうか。

(各委員承認)

委員長 なお、評価書の内容に関する質問など、事前に調整を行う事項はございますか。

委員長 特にありませんか。よろしいでしょうか。

事務局 それでは所管課職員を審査会に出席させます。

(市民税課、デジタル改革推進課職員入室及び自己紹介)

委員長 それでは、特定個人情報保護評価書の変更案について、審査票の審査項目ごとに実施機関からの説明を受けた後、審議を行いたいと思います。なお、審査項目は、変更にかかる部分のみといたします。変更にかかる部分以外については、過去に答申済であり、今回変更が無いため審査項目としません。

まず実施機関より概要説明をいただいた後、審査項目毎に説明及び質疑応答を行いながら審査を行ってまいりたいと思います。

市民税課 令和8年度から全国の市区町村で個人住民税の電子申告が可能となり、新たに導入される仕組みでは、マイナンバーを利用して電子署名が付与された申告データを自治体が受け取る仕組みが構築されます。これを図に示しましたものが、資料の中のインデックス1-③。資料の名前が重要な変更に該当する箇所の抜粋で、その資料で言いますところの3ページの赤枠部分。左下の赤枠部分となっております。

こちらにございますように、住民が個人住民税申告ポータルという、地方税共同機構が提供しておりますシステムを通じて申告を行います。この情報がマイナポータル申請管理という、デジタル庁が提供いたしますシステムに送達いたしますので、各自治体は、これらのシステムから申告情報をダウンロードすることとなります。

この仕組みの構築に伴いまして、リスクの把握や、これに対する措置に係る修正を加えることを要します。このことが特定個人情報保護評価に関する規則第11条に規定する重要な変更に当たります。

そのため、特定個人情報の取り扱いに関するリスク分析や対策を示す、特定個人情報保護評価を再実施しようとするものです。

委員長 ただいまの概要説明につきまして、委員の皆様ご質問等ござりますでしょうか。

委員長 特にないようですので、審査項目（4）「適切な時期に実施しているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（4）について説明いたします。特定個人情報保護評価に関する規則第9条では、電子情報処理組織を利用する場合、原則としてその構築前に、評価書を公表することとされております。当市としては、この趣旨を踏まえながら、実際にシステムのテストを行いまして、その結果を確認した上で、内容が実態を的確に反映する形で公表することとしております。

形式的に先行公表するのではなく、実効性のある評価内容を確保するという観点から、適切なタイミングで評価書の改正作業を実施したものと考えております。

以上です。

委員長 それでは審議に入ります。資料1-①審査項目（4）「適切な時期に実施しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員 今回の評価書の改正作業は、システム構築前でしょうか。構築後でしょうか。

市民税課 10月から各自治体がテストをしておりますので、正確に言うと、構築は済んでおります。済んだ上でテストしておりますので、評価書の改正作業は構築後ということになります。テストを踏まえた上で、再評価するという観点からこのような形となっております。

以上です。

委員長 その他特ないようですので、資料1－①審査項目（4）「適切な時期に実施しているか。」については、「適」としてよろしいか。
(各委員、同意)

委員長 審査項目（5）「適切な方法で広く国民の意見の意見を求める、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（5）について説明いたします。この評価書については意見公募を実施しております、具体的な手法といたしましては、特定個人情報保護評価に関する規則第9条の2の規定に基づいて、市の広報へ掲載した上で市ホームページの問い合わせフォームを用いた手法による意見公募を令和7年8月15日から同年9月13日までの30日間実施いたしました。

実施した結果寄せられた意見はございませんでした。
以上です。

委員長 審議に入ります。審査項目（5）「適切な方法で広く国民の意見を求める、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」についてはいかがでしょうか。

委員 意見公募において、特に寄せられた意見なしということですが、毎回意見なしなのでしょうか。令和2年度の点検時も意見は出ていなかったのでしょうか。

市民税課 令和2年度は20～30件ぐらい意見が寄せられました。令和5年度と令和6年度の重要な変更に伴う再評価時は0件でした。

委員 そうすると、意見公募の仕方として不十分というわけではない。過去にはたくさん意見が出たこともあったが、ここ数回は疑問のようなものが出てこなかった。そのような理解でよろしいでしょうか。

市民税課 そのように認識しています。

委員長 その他特ないようですので、審査項目（5）「適切な方法で広く国民の意見を求める、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長 審査項目（6）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（6）について説明いたします。今回の改正理由でございますマイナポータル申請管理から個人住民税申告データの受領の開始。このことに伴って、評価書の修正対象となる箇所や事項は、地方税共同機構から明示されております。当市では、これを参考にするとともに、現在の当市の評価書の記載や表現も踏まえて、必要な修正作業を漏れなく実施しております。

以上です。

委員長 審議に入ります。審査項目（6）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 特にないようですので、審査項目（6）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 次に妥当性の観点から審査項目（8）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（8）について説明いたします。今回の改正では事務の内容自体への記載修正等は行っておりませんが、特定個人情報の流れについて追加記載を行っております。先ほどもご覧いただいた箇所になりますが、資料1-③の3ページの図の左下の部分です。そちらの図に示しておりますとおり、住民からの個人住民税申告情報は個人住民税申告ポータルを経由した後にマイナポータル申請管理を経て当市に到達するという流れとなっております。

なお、当市に到達したデータについては、直接個人住民税の賦課システムに取り込まれるのではなく、一度紙に印刷した上で、その内容を確認しながらシステムへ入力するという方式を採用する予定としております。

以上です。

委員長 審議に入ります。審査項目（8）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員 1度紙に印刷して入力する旨は、今回の評価書ですとどの辺りに書かれているのでしょうか

市民税課 記載はしておりません。リスクが別途あれば記載は必要ですが、データを紙に印刷し、それを賦課システムに入力するという流れが、窓口での紙による申告と変わ

りがないため、評価書に別途記載はしておりません。

委員長 その他特ないようですので、審査項目（8）「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 次に審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（9）について説明いたします。この度改正いたしました個人住民税賦課情報ファイルのリスク対策については、資料1－③の重要な変更に該当する箇所の抜粋4ページから7ページまでの赤枠部分となっております。前提といたしまして、特定個人情報のリスクについては、6つございまして、①入手時、②使用時、③委託時、④提供移転時、⑤情報提供ネットワークシステムの接続時、⑥保管消去時。その上で、今回の改正については、個人住民税の申告が新たに電子的な方法でも可能になったため、再検討の対象は入手時に限定して、その内容を修正しております。

またその場面で想定されるすべてのリスクを今回の改正におけるリスクとして特定しております。なおこれらのリスクに対する具体的な対応策等については、次の審査項目において触れますので、ここではリスクの特定までのご説明としております。

以上です。

委員長 審議に入ります。審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 私の方から1点。今回新たにマイナポータルを経由して、市は情報の入手が可能になった。住民は個人住民税の申告が可能になった。従来は紙での申告で、その内容を入力処理していた。今回のマイナポータル経由で情報をダウンロードする場合であっても、ダウンロードしてきた情報を直接取り込まず、紙に印刷して、それをもう一度入力する。ということは、結局のところ紙に印刷されたものを入力するという点では、従来と変わりない。ゆえに、この点に関するリスクは、従来と変わらないので、今回新たにダウンロードしたものを紙に印刷することについても、新たなリスクではなく、従来と異なるものではないので、取り上げていない。このような認識でよろしいでしょうか。

市民税課 お見込みのとおり。

委員長 その他特ないようですので、審査項目（9）「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。」については、「適」としてよろしいか。

（各委員、同意）

委員長 次に審査項目（10）「特定されたリスクを軽減するために講すべき措置についての記載は具体的か。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（10）について説明いたします。

まずリスク1の目的外の入手のリスクです。対象者以外の情報が入手されてしまうことを防ぐために、誰が個人番号を提出すべきかをマニュアルやWeb上で明示して周知いたします。つまり本人以外の情報が入らないような仕組みで抑制しているという形になっております。

さらに必要な情報以外を入手してしまうリスクについては個人住民税申告ポータルの画面誘導で対応いたします。住民の方が申請フォームに必要な情報だけを入力するように、画面を簡潔に設計することで、余計な情報を送信してしまうリスクを減らします。

次にリスク2の不適切な方法で入手されるリスクです。ここでは住民がポータルから個人番号つき電子申請データを送信する際に、個人番号カードの署名用電子証明書で電子署名をつけることになっております。そして受領したデータは、署名検証されます。つまり、本人以外から送信されることがない仕組みとなっております。

また画面の誘導も、住民にわかりやすく理解してもらいながら操作していただく形になっております。負担をかけずに安全に電子申請、これが進められるよう配慮しております。

次はリスク3の入手した情報が不正確であるというリスクです。本人確認の措置といたしまして、電子署名が付与された申請データを受け取った自治体サイドで署名検証を行います。これによって確実に本人確認ができるという仕組みです。さらに特定個人情報の正確性を確保するために個人番号カード内の記憶領域に格納された情報を申請フォームに自動転記する仕組みを導入しております、これによって間違った情報の入力を避けることができます。

最後にリスク4の入手時の漏えい紛失のリスクです。マイナポータル申請管理と地方公共団体の間では、LGWAN回線を使った暗号化通信を行っています。外部からの盗聴、漏えいが起こらないようにしており、通信自体も暗号化されているので、安全性は十分確保されていると言えます。

以上が今回の改正に伴って追加修正したリスクとその対策です。ポイントとしては、どのリスクも単に仕組みやシステムで抑えるというわけではなくて、住民の方に負担をかけずに、正確で安全に、情報を扱えるよう設計されているという点になっております。

以上です。

委員長 審議に入ります。審査項目（10）「特定されたリスクを軽減するために講すべき措置についての記載は具体的か。」についてはいかがでしょうか。

委員長 私の方から 1 点。資料 1 -③ の 3 ページ目の事務の内容のところで、今回加わるところが赤の太線で囲われていますが、住民から個人住民税申告ポータルのところまで、システムとして含まれているようです。先ほどお話をありましたとおり、個人住民税申告ポータルから、マイナポータル申請管理を経て、加古川市がダウンロードする際には、LGWAN などの閉鎖回線が使われているということなのですが、住民が個人住民税申告ポータルにつなげるときには、専用回線ではなく、一般の回線を使用すると思われます。この場合、個人住民税申告ポータル側で、住民からの情報を受け取るときに、すでに暗号化等の安全対策がとられているのかどうか。という点については、いかがでしょうか。

市民税課 市の管轄外のところではありますが、確定申告と同じように国のシステムでマイナポータル連携を行いながらできる仕組みと同様で、それが地方税の住民税申告ポータルという、新たな経由ルートができたというだけで、通常のインターネット使用上の脅威、リスクと同じと考えております。なお、システムの安全性という点については、一般回線を介して入力されたデータは、国のシステム内できちんと守られています。

委員長 実際の操作の性質などからすると、年度末の確定申告における国税のシステムとほぼ同じであり、ある意味それに類するようなものが、こちらもデジタル庁の方で準備されるということになって、そこまでは市の管轄ではないということですね。

市民税課 お見込みのとおり。

委員長 もう 1 点。住民の方が、個人住民税の申告をスマホやパソコン等から行おうとしたがうまくいかず、例えば窓口にスマホを持ってきて、代わりに操作を求められた場合。これは何らかのリスクになると思うのですが、そうした対応を求められた場合、窓口としてはどのような対応を予定しているのでしょうか。

市民税課 リスクとしては、不適切な方法で入手が行われるリスク、入手した特定個人情報が不正確であるリスク、が考えられます。また入手の際に、人が介在しますので、漏えいや紛失も可能性としてあると考えられます。

私は操作ができないので、お願いします。と言われたときに考えられる対応策としては、1つ目は紙で申告を受け付ける。2つ目は代理操作や、何かそういう形での電子申告受け付け。最後は操作方法を教えながら、あくまで本人が申告する形は崩さない。すぐに浮かぶものとしては、そういう形かなと考えます。

注意すべきなのが2つ目の代理操作で、これは行わない事を徹底するように考えております。パスワード入力を住民からお願いされる場面が考えられますし、それ

によって目的外の情報が入手されるリスクが高まります。また申告内容や所得の情報を、口頭でどうしてもやりとりすることになりますので、これによって不正確な個人情報になってしまう可能性もございます。そういうリスクを避けるために、対応策としては、申し上げた紙の申告への切り換えか、本人への操作説明で本人による申告をお受けする。この2つかなど考えております。

委員長 代理操作を禁止することを徹底した上で、紙の申告へ変えていただくか、或いは本人に操作方法を根気強く説明して、本人に入力していただくか。いずれかの対応をとることで、その代理操作等に関わるリスクは排除できるということでしょうか。

市民税課 お見込みのとおり。

委員 資料1-③の3ページ、赤枠で囲われているところについて、住民から情報がスタートしています。他のものも、例えば年金支払者、住民のうちの年金支払者とか、住民のうちの給与支払者という理解でよろしいでしょうか。
そうすると国税庁というのは、この手前に住民がいるような気がするのですが。

市民税課 国税庁からの流れですが、確定申告における所得税の情報なので、まず国税庁に情報が行き、その情報が国税庁から市へ送られてくる。課税資料としてはそういう流れになっております。委員のおっしゃるように、正確には住民から矢印が出て、国税庁という書き方もできますが、あくまで市としては国税庁が使うデータとして、国税庁が外部提供を了承したデータを受けているという仕組みですので、あくまで国税庁発信で記載しております。

年金支払者というのも同様に、年金の支払い元である日本年金機構等ですけれども、そちらの方から年金受給者に対して源泉徴収票を送る一方で、市の方にも報告する義務がございますので、年金支払者から課税情報が市に来るという仕組みです。対して、今回の市民税の申告については住民発信になりますので、住民から矢印が出ている図になっております。

委員 市との関係では、デジタル庁との関係のみが記載されれば十分ということにはならないのでしょうか。

市民税課 そのような記載方法も考えられますが、地方税共同機構が示した記載の形が今回の記載内容であるという前提がございます。

個人住民税申告ポータルという地方税共同機構が提供しているシステムを経由しながら、デジタル庁が提供するマイナポータル申請管理というものもちゃんと経由した上で、市にデータが来ているという流れを明記するようにという指示もございましたので、住民からの流れを記載しました。

委員 住民をあえて記載するということであれば、このマイナポータル申請管理や個人

住民税申告ポータルそれ自体のリスクについて、信頼が前提とされているのでしたら、デジタル庁から直結させれば良いと思うのですが、あえて記載するということはやはり、ここについてのリスクもまず考えなければならないということにはならないのでしょうか。

市民税課 国は構築し、地方が使っている。このような形で制度ができておりますので、あくまで地方が主ですので、記載例としてもこのようになっており、リスクについては責任分界点上、個人住民税申告ポータルであれば、地方税共同機構ですし、マイナポータル申請管理であれば、デジタル庁という形です。

委員 よく理解できました。

あともう1点。1度紙に印刷する場面というのは、他の例えば国税庁からの流れや年金支払者からの流れも含めると、それぞれどの場面で1度紙に印刷するのでしょうか。例えばデジタル庁からであれば、加古川市の個人住民税システムにぶつかるタイミングで紙に印刷し、そこで入力する。そういう流れだと思うのですが、他はどうなっているのでしょうか。

市民税課 確定申告書のうち、紙で提出されたものに関しては、当該データが画像ファイル形式にて国税庁から送られ、税連携のシステムにぶつかるタイミングで印刷しております。また、年金支払報者及び給与支払者から紙で提出された報告書についても同様に税連携のシステムにぶつかるタイミングで印刷しております。

他方で、確定申告書のうち e-tax を用いて提出されたものや、年金支払者及び給与支払者から提出される報告書データに関しては、電子データで取り込むので、特に紙の印刷は行いません。

委員 そうすると、年金支払者については、デジタルデータで来たものはそのまま紙印刷せずということなのですね。わかりました。

そうすると、やはり紙印刷して手入力というのは、誤入力リスクの温床であると思うのですが、それに対して、そもそも印刷をしないで済ませるものと、わざわざ印刷するもの、ということについて、審査会側からチェックすべきものが可視化されていないように感じますが。

委員長 過去の評価書の中で、そうした紙で印刷されたものを入力する部分というのは、特に記載等はされていたでしょうか。

市民税課 評価書中の委託先の中に、データ入力業務委託という項目があり、そこに記載をしております。紙で申告されたものを委託先にして、データとして納品していただいて、そこで取り込むという流れは記載しておりますので、そういったところから読み取れると評価しております。

委員 年金受給者の場合だと、紙申告或いはデジタル申告というのが、個人レベル、つまり一対一という形になるとおもいます。要はまとまった受注先みたいなのがあるわけではなく、個別バラバラで対応ということになると思います。

これは対デジタル庁とか対国税庁で、一括でまとまったデータが送られるというのは、何かこういったリスク評価をする際に、ちょっと別なのかなという、何となるの直感があるのです。

リスク管理する上で、それぞれ別々に来ていることと、デジタル庁からこの度一気にいただことになるのですが、そこで1回紙印刷しますというシステムを採用するというのは、何か特別なリスクとして検討する機会があつてしかるべきだと思います。

これまでも紙で来たものをそのまま受け入れて入力していたということが過去にいくらもあるというのは、それはそれぞれ申請されてきたバラバラの申請について、そのような対応をしてきたという話だと思うのですが、何か一括で来たものについて、1回一括で紙にして、一括入力するというのは、やはり何かプロセスとしては、似て非なるものだという直感が私の中にはあるのですが、どうなのでしょうか。似て非なるものではないのでしょうか。

市民税課 この税の申告すべてに対して、いろんなチャンネルがございまして、国税庁のシステム、年金のシステム等、大量にデータとして取れるものをデータで受け取ったものはデジタル完結で一括取り込みをする。一括取り込みができないものに関しては、紙に印刷してそれを外部に委託をするという流れになります。

今回の個人住民税申告の電子化にあっては、それをデジタル完結させるのであればその点の記載も必要だったと思うのですが、実際、システムを利用される方がとても少ないだろうと考えておりますし、システム完結するようにシステムを連携させるほどの効果が見込めない、つまりシステムを更改するための費用対効果が見込まれないという理由でシステム改修せずに、紙で印刷し、それをテキスト化してデータ取込みするという手法を選択しました。

すなわち、従来紙で申告されたものを外部委託してデータ化、取込みを行う仕組みとなんら変わることろがないため、特段の追記は要しないものと考えております。

委員 そうすると、このシステムとして或いはデジタル的な情報の流れで新たに変わったところ、追加されたところというのは、今回記載いただいているとおりであって、一度紙に印刷して入力する云々というのは、他の場面でも生じており、その紙入力パンチャーにお願いするというのは、このフロー自体は別途、これまですでに存在しており、それについてのリスク管理というのは、特に変わってはいない。変更点ということではないので今回出てこないということですね。

市民税課 お見込みのとおり。

委員長 その他特ないようですので、審査項目（10）「特定されたリスクを軽減するため

に講すべき措置についての記載は具体的か。」については、「適」としてよろしいか。
(各委員、同意)

委員長 次に審査項目（11）「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」について実施機関の説明を願います。

市民税課 審査項目（11）について説明いたします。評価書に記載しているリスク対策については、あらかじめ発生しているリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講じ、国民の権利利益の侵害を未然に防ぐための取り組みを記載しております。またその措置の内容について、できる限り詳細かつ具体的に記載することで、市民に対する透明性の確保、これを図っています。従って特定個人情報保護の目的に沿った評価書になっているものと考えております。
説明は以上となります。

委員長 審議に入ります。審査項目（11）「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」についてはいかがでしょうか。

委員長 特にないようですので、審査項目（11）「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。」については、「適」としてよろしいか。

(各委員、同意)

委員長 その他、全項目評価書の審査につきまして、何かありませんか。

委員長 システム自体の問題ですが、1点。先ほど確定申告のときと似たようなことというお話をいただきましたが、確定申告の場合とすると、入力を途中でやめて離れる時のために、途中まで入力した分のデータをダウンロードしておくということができます。スマホから住民税の申告ができるという今回の場合も同様に、入力途中で一時中断するときに、入力内容を保管しておいて、あとから続けて、また入力できるようなシステムというのは準備されているのでしょうか。

市民税課 個人住民税申告ポータルにおいては、データを一時保存する機能はありません。申告ポータルのシステム自体もデータベースを持たない設計になっておりますので、一度申告内容を入力したら、送信するまで進まないといけないという仕様になっております。

委員長 そうなりますと、例えば入力をしている途中で他の用事が入ったので、1回そこで止めておく。そのあとで、例えばスマートホン自体を紛失してしまった場合、拾った人が残っている入力途中の情報を見るというリスクがあるのでは。もちろん、重要な画面で止めておくとか、紛失するなという話は別として、そういう危険性はシステム上、残されてしまっているのか。それとも一定期間または一定時間操作がなければ自動的に切れて、最初に戻り、入力を途中で止めておいた人がスマートホンを紛失しましたという場合でも、拾った人はもうタイムアウトで見られないような形になっているとか、これは加古川市の問題ではなく、システムを構築したデジタル庁側の問題なのだろうと思うのですが、そうした状況に対するリスクというのは、何らかの形で手当されてたりするのでしょうか。

市民税課 テストの中では、途中で入力を止めた場合の検証はしておりません。すなわち、最後まで動作確認し、うまく動くかというテストしか行っておりません。そのテスト画面のハードコピーを見ても、手続き途中で保存するという機能はありませんでした。

ただ、これもポータルのシステムですので、結局経由するためだけのシステムです。この住民税の申告に関しては保存機能がないためスマートホンの中にもデータはもちろん残りませんし、スマートホンを落としたということになりましたマイナポータル連携ということになり、そのスマートホンの中にデータがあって拾った第三者に見られるところは、おそらくないのではないかと思っております。

委員長 繋いだままでと、要は前の画面に進んでいても、例えばブラウザバックで戻ったら、直前に入力した情報がそのまま出てきてしまう。拾った人はブラウザバックで見てしまえば、様々な住民税に関する個人の所得などの情報を漏洩してしまうのではないか。それがブラウザバックしたら全部消える、消えてゼロから再入力するというのであれば、そういう危険性はなくなるかとは思うのですが、そうした点はどういう仕組みになっているのでしょうか。

先ほども話したとおり、これは加古川市の問題ではなく、システム全体の責任だと思いますが、いかがでしょうか。

市民税課 テスト時にそこまでの確認は今のところできておりません。

委員長 個人がスマートホンを操作するので、一体どういう事態が或いはどういう状況で操作するかというのは千差万別で、おそらくシステムを構築した側は予想しないようなことが起こりうるというのは、よくある話かと思います。ちょっと様々な個人の側の操作について、もう少しリスクを確認して、先ほどのお話あったような操作方法の説明などのところで必要があれば、きちんと対応いただければと思います。

委員長 その他委員の皆様から特に質問やご意見等ございますでしょうか。
特にないようでしたら、所管課の職員には退出を願います。

(市民税課、デジタル改革推進課職員退室)

委員長 それでは、全項目評価書の総評について、意見を集約してまいりたいと思います。
委員の皆様審査全般について、御意見等ございますでしょうか。

委員 いろいろわからないことがありましたので、積極的に質問させていただきました。
丁寧にご回答いただいたおかげで、いろいろ勉強になり、最終的には非常に納得しています。

委員長 それでは、今回の全項目評価書について、適合性や妥当性の観点から審査した結果、適切ではないとする事項はありませんでした。
そこで、「諮問された評価書の変更（案）について、適合性や妥当性の観点から審査した結果、変更内容は保護評価指針に適合し、また保護評価の目的等からも妥当である。」といったような表現で答申をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員、同意)

委員長 それでは、そのように答申することといたします。本日の審議結果をもとに、事務局において答申案の作成を願います。

« (2) 公文書部分開示決定に対する審査請求について（諮問第 57 号）»

以下、加古川市情報公開・個人情報保護審査会審査要領第 11 条第 1 項の規定に基づき、議事の日程、項目その他議事の概要を記した要点筆記とする。

① 審議 (11 時 08 分～11 時 33 分)

- ・前回審査会での意見を基に、本案件に係る争点を整理した。
- ・答申案の方向性を審議した。

【3 その他】

委員長 それでは、次に、「その他」についてですが、何かございますか。

(各委員特になし)

委員長 事務局の方はどうですか。

事務局 今後の審査会日程については、確定しましたらメールにてご連絡させていただきます。

委員長 事務局からの報告は終わりました。
委員の皆様より、質問等はございますか。

(各委員特になし)

委員長 それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

11時33分 閉会

※会議録については、要点筆記としています。